

砺波市行政改革大綱

平成 2 3 年 3 月
砺 波 市

※平成 2 5 年度 「3 推進体制」について一部改正

目 次

第1	策定の必要性	1
第2	基本的な考え方	2
1	改革の視点	2
	(1) 市民の視点に立った行政の推進	
	(2) 時代の変化に対応した簡素で、効率的な行政の推進	
	(3) コスト意識や経営感覚を持った行政運営の確立	
2	推進期間	3
3	推進体制（平成25年度一部改正）	3
	(1) 行政改革推進本部	
	(2) 行政改革庁内会議	
	(3) 行政改革市民会議	
	(4) 行政改革市民会議専門部会	
第3	具体的な実施項目	4
1	市民との協働による市政の推進	4
	(1) 市民参画・協働の仕組みづくり	
	(2) NPOの育成・ボランティアとの連携	
	(3) 審議会等の見直し・活性化	
2	公正で透明な市政運営	4
	(1) 広報広聴機能の充実	
	(2) パブリックコメント制度の推進	
	(3) 財政情報のわかりやすい公表	
	(4) 行政評価の実施	
3	事務・事業の見直し	6
	(1) 事務・事業の整理合理化	
	(2) 補助金等の適正化	
	(3) 民間機能の活用	
	(4) 環境と共生する行政運営の推進	
	(5) 広域連携による政策の推進	
4	人材育成と職員の意識改革	7
	(1) 人材の育成・確保	
	(2) 職員の意識改革の推進	
5	定員管理と組織機構の適正化	8
	(1) 定員管理の適正化	
	(2) 組織機構の見直し	
	(3) 給与の適正化	
	(4) 外郭団体等の見直し、活性化	
6	財政構造の健全化	9
	(1) 健全な財政構造の堅持	
	(2) 市税、使用料等の確保	
	(3) 保有財産の有効活用	
	(4) 公共事業等の見直し	
	(5) 公営企業等の経営健全化	
	(6) 自主財源の確保	
	(7) 経常経費の削減	
7	電子自治体の推進	11

第1 策定の必要性

砺波市は、平成16年11月1日に旧砺波市と旧庄川町が合併して6年が経過しました。この間合併は最大の行政改革との認識のもとで行財政システムの見直し等を進め、経費の節減、組織・機構の見直し、市民サービスの向上等の行政基盤の強化を図ってきました。

しかしながら、長引く景気低迷の影響、団塊世代の退職、生産人口の減少等による税収の伸び悩みといった厳しい財政環境に加え、将来に向けて、合併に係る特例期間¹の終了による地方交付税の大幅な減少が見込まれるため、安定的な財源の確保が大きな課題となっています。

一方、少子高齢化の進展、情報通信技術の発展や地球温暖化などの環境問題等、地方自治体を取り巻く状況が大きく変化しており、市民の価値観やニーズの多様化に応じた新たな行政サービスへの需要が高まっています。

また、国・地方自治体の役割を明確にするとともに、地方自治体の裁量の拡大により、地方自治体の自主性・自立性を高める必要があります。

こうした中、地域住民が積極的に地域づくりに参画するシステムを構築することで、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目的とした地方分権一括法等の施行を受け、新たな行政課題や社会経済環境の変化に的確に対応し、市民の視点に立った質の高い市政を推進することが重要となります。

また、市民との協働²を重視しながら魅力あるまちづくりを進めるため、分権型社会の中で自立できる足腰の強い持続可能な行財政基盤を確立する必要があります。

そのためには、常に施策や事務・事業の点検を行うとともに、市民に対する説明責任を果たし、あらゆる分野において従来の考え方や仕事の進め方の根本的な見直しを行うなど不断の行政改革を進め、行政運営の高度化、効率化を進めていかなければなりません。

このような状況の変化を踏まえ、行政改革を積極的・計画的に進めていくための基本方針として、新たな行政改革大綱を策定するものです。

¹ **合併に係る特例期間**

合併市町村において、普通交付税の額が合併前の状態における額より減少しないようにする特例措置が適用される期間をいう。

² **協働**

市民と行政が、それぞれの立場や特性を認識し、共通する課題の解決や目的の達成に向けて、対等の立場で協力し合うこと。パートナーシップ。

第2 基本的な考え方

1 改革の視点

(1) 市民の視点に立った行政の推進

市民本位の行政を推進するため、市民の視点に立った、市民に親しみやすく分かりやすい仕組みづくりを行うために、縦割りと言われている行政組織構造を見直し、市民のニーズを的確に捉えた施策を進めていきます。

また、積極的な市政情報の提供と説明責任³を果たすことにより、市民との情報の共有化や透明性の向上を図るとともに、市民が施策の形成や推進に参画できるシステムづくりに取り組み、市民との協働による行政運営を推進します。

(2) 時代の変化に対応した簡素で、効率的な行政の推進

少子高齢化の進展や経済構造の変化による経済の停滞、地方分権を加速する国の改革の流れの中で、多様化・複雑化する行政課題に迅速かつ的確に対応するとともに、限られた行政経営資源で「質の高い行政」を実現するために、常に組織及び運営の合理化に努め、簡素で効率的な行政運営を推進します。

(3) コスト意識や経営感覚を持った行政運営の確立

国・地方を通じ、極めて厳しい財政状況の中、高度化・多様化する行政課題に的確に対応し、市民の信頼に添えていくためには、個々の事業ごとに必要性や有効性を検証し、市民と行政の適切な役割分担に基づく事業の重点化や質的充実を図ることで、健全で将来に過大な負担をかけることのない行財政基盤を確立する必要があります。

そのため、明確な将来展望のもと、事業評価手法等により民間経営の視点と発想を取り入れ、スピード・コスト・成果を重視するとともに、事業のスクラップ・アンド・ビルド⁴を進め、効率的かつ効果的に事業

³ 説明責任

政策の目的・意義・必要性・成果を十分に説明して市民に理解を得るとともに、市民の声を聞いて相互に信頼関係を醸成しながら運営すること。

⁴ スクラップ・アンド・ビルド

老朽化した建物や設備を一度廃棄や取り壊して、その後最新鋭の技術などを生かした新しい建物や設備などに建替えさせることをいうが、ここでは事業や政策の分野でも用いられ既存の事業や政策を廃止して新たなものに変えることをいう。

を推進します。

2 推進期間

本大綱の推進期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

3 推進体制

大綱の推進にあたっては、行政改革推進本部が中心となり、全庁的な体制で取り組むとともに、行政改革庁内会議や行政改革庁内会議専門部会、また、行政改革市民会議の下に設置される市民会議専門部会で調査研究を行い、その進捗状況を定期的に行政改革市民会議に報告し、意見を求めるものとしします。

また、大綱に基づき、行政改革の具体的な内容を示した推進計画を策定し行政改革を推進します。

行政改革の推進にあたっては、市民の目にも分かり易いものとなるように必要に応じて数値目標を定め、その進行管理を行うものとしします。

(1) 行政改革推進本部

全庁的な改革を推進していくための中心組織として、毎年、行政改革大綱の進捗状況を調査点検し、改革目標の達成に向けて進行管理を行います。

(2) 行政改革庁内会議

行政改革推進本部の指示に基づき、行政改革、事務改善に関して調査研究及び審議し、市長に報告します。

(3) 行政改革市民会議

行政改革の推進に必要な事項について、行政改革について識見を有する者や市民が協議及び検討を行い、市長に意見を述べます。

(4) 行政改革検市民会議専門部会

行政改革に係る特定事項について、市民会議の委員や特定事項について識見を有する者が調査及び審議を行い、行政改革市民会議にその結果を報告します。

第3 具体的な実施項目

1 市民との協働による市政の推進

本市が魅力あるまちづくりによって持続的に発展を続けていくためには、行政と市民とのパートナーシップ⁵を強めることが不可欠です。そのため、まちづくりへの市民の参画を促し、行政と市民の協働により、公平で透明性の高い市政の運営に努めます。

(1) 市民参画・協働の仕組みづくり

市民との協働による市政を一層推進するため、情報開示を積極的に行うとともに、市民が市政に参画しやすい仕組みや制度の整備を総合的に推進します。

(2) NPOの育成・ボランティアとの連携

NPO⁶、ボランティア団体等の市民活動団体等を育成・支援し、協働に向けた環境づくりを推進します。

また、市民のボランティア活動の促進を図るために、既存制度の拡充を図るとともに、時代の変化に応じた制度の見直しや新たな制度の整備を推進します。

(3) 審議会等の見直し・活性化

審議会等については、簡素化・効率化等の観点から整理統合を進めるとともに、市民の市政への参加や市政の透明性の確保を図る重要な手段であることから、市民の意見が幅広く反映されるよう、公募委員の拡大や男女共同参画の推進を図るため女性委員の登用を積極的に図るなど、審議会等の活性化を図ります。

2 公正で透明な市政運営

地方分権の推進に伴い地方自治体の主体的な裁量が拡大していく中で、

⁵ パートナーシップ

2名以上の自然人や法人が金銭・役務などを出資して共同して事業を営む事業体をいうが、ここでは、「協働」と同義語。

⁶ NPO (Non Profit Organization)

非営利組織といわれ、営利を目的とせず、公益のために活動する民間団体の総称。

市民と情報の共有化を図り、説明責任を果たしていくことにより、公正で透明性の高い市政の運営に努めます。

(1) 広報広聴機能の充実

市政への意見や要望を広く求め、市民の声を活かした行政運営を推進するため、市長への手紙⁷や行政出前講座⁸などによって市民の声を積極的に聴くほか、広報紙、ケーブルテレビ、インターネットなどさまざまな広報手段を活用し行政情報をしっかりと提供するなど、広報広聴活動の一層の充実を図ります。

(2) パブリックコメント制度⁹の推進

市民への説明責任を果たすとともに、市民の意見や考えを一層行政運営に反映させるため、条例や施策の立案過程において、素案を公表し広く市民の意見を求めるパブリックコメントの推進を図ります。

(3) 財務情報のわかりやすい公表

新地方公会計制度¹⁰による財務書類の公表に加え、特別会計や企業会計を含めた財務会計を分析することで、効率的・合理的な経営管理を行うとともに、財政事情の透明性の向上を図るため、広報紙やホームページ等によりわかりやすく公表します。

(4) 行政評価¹¹の実施

行政の説明責任の徹底、限られた行政経営資源による質の高い行政の実現、成果重視の行政への転換、縦割りと言われている行政組織構造の見直し等を行うため、行政評価を実施するものとし、その評価の方法に

7 市長への手紙

開かれた市政、市民参加型の市政を推進するため、市民の誰もが市長に対し提言できる制度。

8 行政出前講座

より開かれた市政を推進するため、市の職員が、希望された団体等に出向いて施策等の説明を行う事業。

9 パブリックコメント制度

市政の基本的な計画、制度等を策定する際に、広く市民に素案を公表し、市民等から提出された意見等を踏まえて最終的な意思決定を行う制度。

10 新地方公会計制度

地方公共団体は、総務省の「新地方公会計制度研究会」が示した「基準モデル」又は「総務省方式改訂モデル」に沿った発生主義・複式簿記の考え方を導入し、地方公共団体単体及び関連団体の連結ベースでの4つの財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書）を整備し、公表することが求められている。

11 行政評価

事業の目的を明らかにした上で、目標を数値化する等により管理し、成果を検証することにより、政策、施策、事務事業等を客観的に評価し、その結果を予算や事業計画等に反映する手法。

ついて更に調査・研究を行います。

3 事務・事業の見直し

厳しい財政状況の中にあって、社会環境の変化や高度化・多様化する市民ニーズに伴う新たな行政課題に的確に対応するため、事務・事業全般について常に見直しを行い、緊急度、優先度等を勘案し、効率的、重点的に事業を実施し、より質の高いサービスの提供に努めます。また、近隣自治体との広域連携による共同事務処理を図ることで事務・事業の見直しに努めます。

(1) 事務・事業の整理合理化

市民ニーズが高度化・多様化している中、前例にとらわれず行政関与の必要性、費用対効果、市民満足度等総合的な観点から、コスト意識を持って事務・事業を点検します。

(2) 補助金等の適正化

各種補助金・負担金については、行政の関与、経費負担のあり方、行政効果等を検討し、必要なものには終期を定めるとともに、目的が達成されたものや時代の変化等に伴い効果が期待できなくなったものなどについて、廃止、縮小、統合等の見直しを行います。また、新設する場合には、目的を明確化し、スクラップ・アンド・ビルドの考え方を基本に設定します。

(3) 民間機能の活用

地域活性化に向けた新たな取り組みや、市民サービスの向上等を図るため、民間機能を活用することが適当な事務・事業については、行政責任の確保、市民サービスの維持向上及び個人情報保護の観点に留意するとともに、指定管理者制度¹²によって、引き続き優れた民間機能を積極的かつ計画的に活用します。

(4) 環境と共生する行政運営の推進

大気や土壌の汚染、地球温暖化、森林喪失など地球規模での環境問題が深刻化しており、市が実施する事務・事業においても分別収集等によ

¹² 指定管理者制度

公の施設の管理を地方公共団体の指定を受けた者が「指定管理者」として管理を代行する制度。

るごみの減量化及び再資源化、環境に配慮したものを優先的に購入するグリーン購入¹³など環境への負荷低減に努めるとともに、光熱動力の省エネルギー対策を進め環境にやさしい行政運営を推進します

(5) 広域連携による政策の推進

広域連携による既存の事務事業については、社会環境の変化に伴う行政課題に的確に対応するため、事務・事業全般にわたり常に見直しを行うとともに、周辺自治体と協調することでより合理的かつ効率的な処理ができ、その効果も大きいと期待できる事務・事業については、共同処理の推進を図ることを検討します。

4 人材育成と職員の意識改革

地方分権の推進に伴い、自治体の自主性・自立性や自己責任に基づく施策展開が強く求められています。職員には政策形成¹⁴・法制執務¹⁵などの能力とともに、説明責任を果たすためのコミュニケーション能力や創意工夫、積極的な取組み姿勢が求められており、これまで以上に意識改革や能力向上等の推進に努めます。

(1) 人材の育成・確保

政策形成能力及び創造的能力を有する意欲ある人材の育成に努めるとともに各行政分野における専門的知識や技術を習得するための効果的な研修を計画的に実施します。また、職員の適性を活かした登用を進める一方、様々な機関との人事交流を図ります。

(2) 職員の意識改革の推進

職員各自が自分の地域をよく知り、愛着を持って行政を行うことが最も肝要であり、そうした意識付けを進めていきます。また、経営感覚とコスト意識を持ち、常に事務・事業の見直しや事務改善に積極的に取り組むため職員提案等の実施による意識改革の推進を図ります。また、多様な経験を持つ人材や専門分野に精通した人材を確保し、新しい視点や

13

14 **政策形成**

公共的な解決手法を必要としている課題とそれを実現し解決する手段の組み合わせをつくりあげること。

15 **法制執務**

立法事務に係る人が法令の立案にあたって心得ておくべき原則や技術のこと。

手法を自ら学び考え行動できる活力と創造性にみちた職員の育成に努めます。

5 定員管理と組織機構の適正化

社会経済情勢等の変化に伴う新たな行政課題や市民ニーズの高度化・多様化により、行政需要の増加が見込まれるため、スクラップ・アンド・ビルドの徹底や事務・事業の見直し、民間委託の推進、ICT¹⁶の活用等により、定員管理の適正化と簡素で効率的な組織機構の整備に努めます。

(1) 定員管理の適正化

職員定数については、市民サービスの低下を来たさないよう配慮しつつ定員適正化計画¹⁷（後期計画）に基づき、職員の適正配置に努めるため、嘱託化や指定管理者制度の拡大、事務事業の民間委託の推進等により、職員数の削減に取り組むほか、社会経済情勢を的確に捉えながら、新たな行政課題や重点施策に対応した職員配置を行います。また、広く市民の理解と協力を得るため、毎年、定員管理の状況を公表します。

(2) 組織機構の見直し

組織機構全般にわたり組織のスリム化を行い、意思決定のスピードアップなど、迅速で弾力的な組織運営ができるよう、各部局等において自己決定、自己責任が機能するような体制づくりを目指します。また、各部署横断的なプロジェクトチームの活用や柔軟な組織内での応援体制の推進を図ります。

(3) 給与の適正化

職員給与については、国に準拠した制度及び運用を基本に給与の適正化に努めており、今後は、職員の能力・実績をより重視した人事評価制度¹⁸の導入を行い給与体系との連携を図ります。

また、諸手当についても、手当の趣旨や支給対象及び支給基準等を精

¹⁶ **ICT (Information and Communications Technology)**

情報・通信に関連する技術一般の総称で、「情報通信技術」と訳される。ICTは、「IT」(Information Technology)に「コミュニケーション」性を加え、通信による情報・知識の共有を念頭に置く。

¹⁷ **定員適正化計画**

定員管理の適正化を計画的に推進する観点から、総務省が地方公共団体に定員の適正化について計画の中で数値目標を掲げ、これを公表し、着実に実行することとした計画。

¹⁸ **人事評価制度**

1年間若しくは半年等の一定期間の労働に対する評価をし、労働対価又は身分に反映させること。

査し、必要な見直しを行います。

(4) 外郭団体等の見直し、活性化

外郭団体¹⁹等については、設立目的、運営状況などに照らして、市の関与について見直しを進め、独立した法人としての経営責任を明確にした上で、健全な経営を確立します。

なお、公益法人制度改革²⁰に伴い、設立目的、業務内容、活動実態、経営状況等を踏まえて、公益法人²¹又は一般法人²²への移行を進め長期的な展望に立った安定的な経営を指導します。

6 財政構造の健全化

地方分権の動きの中で、地方財政構造は、国庫財源依存型²³から自治体固有の自主財源を確保する制度への移行期にあると考えられます。

こうした状況にあって歳入においては、地方交付税が国の財政不安からこの先の不透明感は拭いきれず、国の財政制度改革に伴う市税等の自主財源確保が大きな課題となっています。

一方、歳出においては、少子高齢化等に伴う社会保障費の伸び等から、今後も義務的経費²⁴の増加が予想されるなど、財政構造の硬直化²⁵が懸念されます。

今後、地方分権を定着させ、活力ある市政を持続的に推進していくため、

19 外郭団体

本市が、基本財産、資本金等の25%以上を出資している法人並びに本市の行政を補完する役割を担う団体として本市が継続的に人的又は財政的な支援を行なっている法人のこと。

20 公益法人制度改革

平成18年6月に公益法人制度改革に関する3つの法律が公布され、現存の公益法人は、平成25年11月末日までに、「一般社団（財団）法人」か「公益社団（財団）法人」への移行をしなければならないという改革。

21 公益法人

ここで表わす「公益法人」とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき県知事が認定した社団法人又は財団法人をいう。公益認定の要件は、公益目的事業支出が全支出の50パーセント以上であることなど17項目ある。「公益目的事業」の定義は、法で定める23事業で、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

22 一般法人

ここで表わす「一般法人」とは、前記した公益法人に認定されない社団法人及び財団法人をいう。

23 国庫財源依存型

地方自治体の財源には、自らの権限で収入しうる財源と、国を経由する財源で自治体の裁量が制限されている財源があり、後者を「依存財源」という。依存財源の典型は国庫支出金（補助金）であり、地方交付税も国の一般会計を経由してくることもあって依存財源とされる。

24 義務的経費

地方自治体の経費のうち、支出が義務的で任意では削減できない経費のこと。歳出のうち特に人件費、公債費、扶助費が狭義の義務的経費とされる。

25 財政構造の硬直化

義務的経費が歳出予算の大きな部分を占めるようになって、弾力的な財政運営が困難になること。

一層の財政の健全化を進め、堅実性や安定性、弾力性の確保に努めます。

また、市税等における新たな財源確保、経常的経費の圧縮、適正規模の市債発行等、「歳入に見合った歳出」を基本に、特別会計・企業会計も含めて健全で安定的な財政基盤の確立に努めます。

(1) 健全な財政構造の堅持

引き続き厳しい財政状況が予想される中で、中長期的な総合計画（財政計画）の策定により財政の健全化判断比率²⁶や経常収支比率²⁷等の財政指標を見極めながら、堅実で効率的な財政運営を行うことで、財政構造の健全化に向けた取り組みを推進します。

(2) 市税、使用料等の確保

市税については、電子申告（e L T A X）²⁸を推進し、公平適正な課税に努めます。また、期限内収納を推進するため、課税客体の適正な把握、口座振替の推進、納税意識の高揚を図るとともに、新たな納税方法の調査・研究を行う等税収の確保に努めます。

一方、滞納整理の強化を進めるため、市の債権についての連携を図るとともに、多重債務者への相談の充実を進めるなどの取り組みを行います。

また、使用料、手数料等については、受益と負担の適正化を図るため、施設の利用状況、維持管理コストなどを検証し、総合的な見直しを行います。

(3) 保有財産の有効活用

未利用地などの資産については、今後の土地利用計画を精査し、その有効な活用を図るために民間等への処分、一時貸付等を推進します。

また、行政財産の使用許可及び貸付けについては、その使用等の目的等に応じて適正な運用を行うとともに、受益と負担の適正化を図ります。

既存の公共施設については、統廃合を含め、その必要性を検証したう

²⁶ 財政の健全化比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標が一定基準を超える場合に、財政健全化団体又は財政再生団体に指定し、早期の財政再建を図る制度で用いる比率をいう。

²⁷ 経常収支比率

経常的支出（主に人件費、扶助費、公債費）に充てられた経常一般財源がどの程度の割合になるか、また経常一般財源の残余はどの程度になるかをつかむための指標をいう。

²⁸ e L T A X（エルタックス）

地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムをいう。

えで、計画的な維持管理による施設の計画的な長寿命化を進めるとともに、効率的な活用に努めます。

(4) 公共事業等の見直し

公共事業等については、総合計画に基づいて、より具体的な事業実施計画を策定するなど、財政規模に見合った事業展開を図ります。また、コストの縮減や入札・契約事務の透明性、公平性を高めるため、引き続き調査研究を進め改善を図ります。

(5) 公営企業等の経営健全化

公営企業及びそれに準じる下水道事業については、利用者サービスの向上に留意しつつ、独立採算制を原則として、民間経営手法や外部業務委託導入するなど、一層の経営の効率化・活性化を図り、中長期的な経営計画に基づき健全経営に努めます。

(6) 自主財源の確保

歳入の増加を図るため、地域経済の活性化等による税源の確保や公平で適正な受益者負担の観点から使用料等の見直しを行うなど、新たな自主財源の確保について調査研究を行います。

また、補助金・負担金の適正化など歳出全般について見直し、既存の自主財源の有効活用に努めます。

(7) 経常経費の削減

歳出の抑制を図るため、公共施設は一層の民間的な管理運営を行うとともに、「民間でできるものは民間で」を基本に指定管理者制度の活用や事務事業の民間委託を推進します。

また、各会計における事務費、施設維持管理費や運営費等の経常経費の削減並びに効率化を図り、事業の実施内容等についても、絶えず検証しながら、一層の改善に努めます。

7 電子自治体の推進

情報処理・通信技術が飛躍的に発展し、高度情報化が急速に進む中、行政事務のICT化により事務処理の効率化、迅速化を図るとともに、市民サービスのより一層の向上を図るため、個人情報保護や市民の情報格差の解消に配慮しながら、ICTを活用した各種申請・届出手続のオンライ

ン化など各種システムの導入に向けた検討を行い、電子自治体の推進に努めます。

また、情報システムの運用や電子申請システムについて、県及び県内各市町村とともに共同アウトソーシング方式²⁹についての調査・研究を行います。

²⁹ **共同アウトソーシング**

複数の市町村等が共同で電子自治体業務の外部委託（アウトソーシング）を行うことにより、民間のノウハウを活用しながら、低コストで高いセキュリティ水準のもと共同データセンターにおいて情報システムの運用を行うこと。